

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和8年4月17日(金)
午後1時30分～午後2時20分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員	井下由美
委員	松岡舟
委員	立石陽志
委員	久保博紀
教育長	末澤康彦

説明のため出席した者

教育部長	山下友通
総務課長	土井節子
学校教育課長	高木康弘
給食センター所長	小松昌徳
幼保運営課課長	横山史朗
文化財保存活用課長	後藤幸功
総務課副課長	森信博
学校教育課副課長	今井達也
幼保運営課副課長	三宅征志
丸亀城管理室長	大林隆之

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第1号 専決処分の報告について(丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解職及び委嘱)

- 報告第 2 号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）
報告第 3 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
報告第 4 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）
報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の解嘱及び委
嘱）
報告第 6 号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の委嘱）
報告第 7 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副
室長の任命）
報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及
び委嘱）
報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）
報告第 10 号 専決処分の報告について（情報公開）
議案第 1 号 丸亀市教育研究所研修員の任命について
議案第 2 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱（意見聴取）

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。井下由美委員、立石陽志委員

7 議事の概要

午後 1 時 30 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 10 号を非公開と決した。

〔教育長〕

開会にあたり、昨今の状況、3 点について話をする。

まず 1 点目、新年度の始まりにあたって、4 月 3 日に城東こども園が素晴らしい天候のもと、開園した。それを含め就学前から小学校中学校まで、11,700 人を超える子どもたちが新たなスタートを切った。11,700 という人数を聞くと、改めて責任の多さを感じる場所である。昨日の校長会で、大規模中学校の 1 つの校長先生が、1 年生が全員 1 人も欠席なく登校できたという話があった。それを聞いて非常にうれしく思った。小学校のときに不登校傾向であった子どもを含め、全員登校できたということである。大変うれしく思った。子どもたちの新学年、また新

しい学校へ進むにあたっての期待と意欲を感じる。その思いに応えられるよう、教育委員会としても、しっかりと現場を支えられるよう努めていかなければならないと、気を引き締めた思いであった

2点目、人づくりについて。この4月、市全体では丸亀市第三次総合計画がスタートした。基本構想の言葉として「人をイキイキさせるまち」、5つの基本方針の1番目に「心豊かな子どもが育つまち」ということを掲げられている。また、皆さんにも協力をいただいた、丸亀市教育大綱も改定された。基本的な理念「自立と共生」は変わっていない。学校教育方針は引き続き、「他を思い 自らを磨き 共に伸びる」は継続である。その具現化のための人づくり石垣プロジェクトも3年目、5年間の中間の年となる。目的や意図に立ち返りながら検証し、改善をしながら、諸々のことを含め、しっかりと人づくりを進めていきたい。

3点目、連携と協働である。3月の教育委員会でも述べたが、教育委員会としてはやはり学校現場を支えること。子どものため、市民のことが基盤であり、その上に立って我々の人づくりを進めていくことである。昨年度を振り返って、連携と協働が重要であると認識している。学校と地域、教育委員会と学校、教育委員会の各部署の間、また市長部局との関係、そういう連携、そして協働というのが、これまで以上に大切になってきている。事務局の皆さんには、それぞれの部署の充実とともに、連携、協働をよろしく願いたい。

令和8年度の始まりにあたって3点述べた。子どもたちの幸せを願い、教育・保育の充実に努め、丸亀の人づくりを推進していきたいと考えているので、教育委員の皆さまにも、ご意見、ご協力、ご支援を賜りますよう、よろしく願います。

報告第1号 専決処分の報告について(丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解職及び委嘱)

〔総務課長〕

丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う変更があり、2名について当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について後任委員を委嘱する専決処分を行ったため、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第2号 専決処分の報告について(丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命)

〔学校教育課長〕

丸亀市教育研究所条例施行規則第5条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委

員会の委員が、令和8年3月31日をもって任期満了となったので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和8年4月1日から1年間委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第3号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第8条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会の委員が、令和8年3月31日をもって任期満了となったので、市立学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和9年3月31日までの1年間委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第4号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校の管理運営に関する規則第15条から第20条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和8年4月1日付けの人事異動に伴う変更があったので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和9年3月31日までの1年間任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

学年主任等で斜線が入っているところは、学級数等で置かなくてもいいということか。

〔学校教育課長〕

そうである。

〔委員〕

司書教諭は、規則上11学級以下は置かなくてもよいということであるが、本市の場合は置いている学校はないということか。

〔教育長〕

そうである。

報告第5号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔学校教育課長〕

丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員について、令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う変更により、4人の委員について当該委員を解嘱し、その残任期間について後任委員を委嘱するとともに、市内中学校に通級指導教室が新設されたため、委員を1名増員し、新たに令和8年4月1日から2年間、委員を委嘱する専決処分を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき、教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第6号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市立学校結核対策委員会委員について、令和8年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和8年4月1日から2年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき、教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第7号 専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命）

〔学校教育課長〕

令和6年度から設置している丸亀市立学校における共同学校事務室について、丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則第4条第2項の規定により、室長・副室長を任命したので丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第8号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び

委嘱)

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食センター条例第4条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会の委員のうち、令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う変更があり、3名について当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について後任委員を委嘱する専決処分を行ったため、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第9号 専決処分の報告について(丸亀市立学校評議員の委嘱)

[幼保運営課長]

丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき、委嘱されている現在の丸亀市立学校評議員の任期が令和8年3月31日で満了するため、幼稚園長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和9年3月31日までの1年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第1号 丸亀市教育研究所研修員の任命について

[学校教育課長]

丸亀市教育研究所条例施行規則第3条の規定に基づき任命している教育研究所研修員が、令和8年3月31日をもって任期が満了となったので、各種団体からの推薦等に基づき、新たに研修員を任命するものである。

[委員]

今年度の教育研究所では、どのようなテーマを中心に研究を進めていくのか。

[学校教育課長]

1つは、ICT化に伴って1人1台端末が進んできているので、その活用についての推進を図ることである。もう1点は、英語教育についてしっかりと小中で取り組んでいく。また、中学校では重点的に取り組んでいただく学校を決めて、そこを中心として、研修を進めながら、充実を図っていききたい。

[委員]

今年度中心となる中学校はどこになるのか。

〔教育長〕

中学校部会は授業を公開するのは、綾歌中学校の先生にお願いする。中心というのは、飯山中学校の実践に学ぶというようなことになろうと思う。小学校については、香小研の外国語部会の研究会を城坤小学校で受けており、小学校部会の中心は城坤小学校に行ったり、城坤小学校の学びを共有したりということになる。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第2号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱（意見聴取）

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園条例施行規則に基づき評議員として委嘱するにあたり、令和8年4月1日付けの人事異動等に伴う変更があり、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第3号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は令和8年3月18日から4月7日までで14件の後援申請があり、芸術、文化またはスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、12件を承認としている。新規の申請は3件、2件を不承認とした

1件目、後援No.7191「たねラボ」。コミュニティラボがものづくりの楽しさを伝え科学への好奇心を育む目的で、簡単ロボット教室や3Dプリンター体験を行うイベントで、5月6日、丸亀市市民交流活動センターマルタスで行われる。

2件目、後援No.7195「殺陣芝居ユニット『Factory』2026年旗揚げ公演舞台『継承の守り人』」。殺陣芝居ユニット『Factory』が実施する演劇公演で、5月23日から24日にかけて、丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス大ホールで行われる。

3件目、後援No.7196「みんなのナイター」。地域児童及び保護者の体力向上と健全育成を支援する目的でナイターグラウンドを無料開放するもので、5月1日から9月30日の毎週水曜日と金曜日、丸亀市総合運動公園で行われる。

なお、不承認の2件は「子供の発見才能講座」及び「重機体験&少林寺拳法体験」で、その

他教育委員会が後援を行うことが不相当と認めるものとして、不承認とした。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第10号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時20分